

県立大学のあり方検討会報告書

「県民の期待に応える県立大学として

さらに飛躍するために」

平成 1 5 年 3 月

県立大学のあり方検討会
(福島県)

目 次

ページ

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 大学を取り巻く環境 | 2 |
| 3 | 県立大学に求められるもの～基本方針～ | 3 |
| 4 | 現状と基本的方向 | 4 |
| | （１）県立大学における教育研究のあり方 | |
| | 教育について | 4 |
| | 研究について | 5 |
| | 推進体制等について | 5 |
| | 入学者の選抜と卒業後の進路について | 5 |
| | （２）県立大学における地域貢献のあり方 | |
| | 地域との関わりについて | 6 |
| | 地域医療等との連携について | 7 |
| | 産学連携について | 7 |
| | 初等中等教育等への支援について | 8 |
| | （３）県立大学における運営のあり方 | |
| | 目標、評価について | 9 |
| | 人事、組織、運営体制について | 9 |
| | 財政・会計制度について | 10 |
| | 法人制度について | 10 |
| 5 | 各県立大学における主な取組状況 | 11 |
| | （１）医科大学 | 11 |
| | （２）会津大学 | 13 |
| 6 | おわりに | 15 |

1 はじめに

21世紀は「知の時代」ともいわれるが、複雑な社会経済問題を解決するための「知」の拠点である大学に対しては、これまで以上の社会貢献が求められている。特に、地方公共団体等が設置する公立大学は、医療、福祉、環境、産業、情報、生涯教育など、様々な面で地域社会が変化し、地域間競争が高まる中で、住民生活や文化の向上と地域の発展に貢献することが大きな使命であり、地域の活性化をリードする拠点としても住民から寄せられる期待が高まってきている。

そうした中で、医科大学と会津大学の2つの県立大学について、設置者と大学が協力して、その将来像、あるべき姿を探るべく、昨年1月に本検討会を発足させたところである。検討会は、大学改革に精通した学識経験者の方々との意見交換などをとりまぜながら、これまでに7回の会議を持ち、それぞれの立場にとらわれない自由な議論を進めてきた。

この報告は、これまでの議論からこれからの県立大学のあり方の方向性を整理し、今後の議論の深化や施策・事業の展開等に役立ててもらおうとするものである。

2 大学を取り巻く環境

(1) 社会経済情勢

近年の社会経済情勢は、従来のシステムでは対応できないほどに複雑化してきている。長引く経済の低迷などを背景とする産学連携への要請の高まりや、高齢化社会の到来などによる保健・医療・福祉へのニーズの高まり等により、新たな知識や技術を創造し継承する社会的役割を持つ大学に対しては、基礎的な研究、人材育成、あるいは技術開発などへの期待がますます高まってきている。

(2) 少子化、学生のニーズ

少子化が進展し、18歳人口で見ると2000年には150万人であったものが2010年には120万人に減少すると予測されている。そのため、入学志願者数が大学全体の定員数を下回る、いわゆる「大学全入時代」が到来し、入学者を確保し大学を維持していくことが大きな課題になるとも言われており、これまで以上に大学間の競争は激しくなっている。また、一方では、生涯学習や資格取得を目指す社会人など学生のニーズも多様化してきており、大学は一層その魅力をアップして特色を強くアピールするとともに、社会の多様な教育ニーズに応えていかなければならない。

(3) 大学改革

昭和62年の大学審議会の発足以降、大きな大学改革の流れの中で、平成13年6月に文部科学省から「国立大学の再編・統合を大胆に進める。」「国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。」「大学に第三者評価による競争原理を導入する。」を3つの柱とする、『大学(国立大学)の構造改革の方針』が示され、ここにきて大学改革の動きが急激に速まってきている。大学改革は、我が国の高等教育が世界的水準の教育研究を展開し、社会的役割を十分に果たすために必要とされているものであり、各大学は切磋琢磨し合って、大学の活性化と魅力ある大学づくりを行っていかねばならない。

(4) 行財政改革

地方行財政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地方自治体には、自己決定・自己責任の原則の下、これまで以上に自立した効率的な行政運営が求められており、急激に変化を遂げつつある時代に柔軟に対応する組織・体質へと変革する必要性は県立大学においても例外ではない。県立大学も、限られた人的、物的資源の中で県民のニーズや期待に応えられるよう、常に事業や組織の見直し、改革が求められている。

3 県立大学に求められるもの ～基本方針～

福島県によって設立された2つの県立大学は、21世紀に飛躍する「ともにつくる美しいふくしま」の実現に向けて、県民が誇りうる高度な教育・研究活動を推進するとともに、県が推進する施策等とも連携を深め、地域社会の発展や県民生活の向上に貢献するという役割を十分に果たしていくことが必要である。また、福島県の県立大学としての特色を出し、地域に密着した県立大学としての存在意義をより明確にしていくためにも、次の三つの柱を基本方針としてあるべき姿の実現に向けた取り組みを進めていかなければならない。

(1) 教育研究

「人づくりの中核としてより高度な教育と
知の創造へ貢献する研究を実践する大学」

県民のニーズや社会変化に対応して、医療や情報、福祉など、それぞれの分野で地域を担う人材を育成するとともに、知の創造へ貢献し国際的な競争環境に勝ち抜くために研究のレベルを向上させ、本県の「人」づくりの中核機関としての役割を果たしていく。

(2) 地域貢献

「くらしと産業を支える拠点として地域に貢献する大学」

県民へ適切な保健医療福祉サービスを提供するために、地域医療等との連携を強化し、県民の「くらし」を支える重要な機関としての役割を果たしていく。また、新しい産業の育成や研究開発機能を強化するために、産学連携への積極的な取り組み等によって、本県の「産業」を支援する高度な知的機関としての役割も果たしていく。さらには、生涯学習や初等中等教育等に対しても積極的に支援をしていく。

(3) 大学運営

「厳しい競争環境を勝ち抜く力強い運営を進める大学」

大学と設置者の連携を深め、県民のニーズを反映できる運営システムの構築を図るとともに、県が進める新しい行財政改革大綱を踏まえ、急速に進みゆく大学改革の動きにも対応できるよう、より効率的で透明性がある力強い組織編成・運営を推進していく。

4 現状と基本的方向

基本方針として示した大学像を実現し、県立大学が期待される役割を十分に果たしていくためには、これから様々な改革を進めていかななくてはならない。

以下に示す基本的方向により、魅力ある大学への発展を目指して、大学が果たすべき教育研究や地域貢献と、それを実現するための運営機能の活性化を図っていくことが必要である。

(1) 県立大学における教育研究のあり方

教育について

現 状

従来から、日本の大学は入るのは難しいが卒業するのは簡単といった言葉に象徴されるように、「学生の学習意欲の低下」であるとか、あるいは「大学教員の研究重視志向」といったことが指摘されており、大学における教育改革への組織的な取り組みは非常に大きな課題であると言える。

また、専門大学院の設置にみられるように、専門教育の中心は学部から大学院へシフトする傾向があるとともに、受験生の4年制大学志向の強まりを受けて短期大学が4年制大学へ改組したり、長期履修制度を導入する動きもあるなど、教育需要の現状分析や変化に対応した見直しも進められている。

基本的方向

県立大学では、高度な知識、技術、教養、倫理観を持った医師や看護師の養成、あるいは新しい時代の「知」を創造するコンピュータサイエンティストと高いコンピュータスキルを持ったエンジニア、地域福祉を支える優れた専門職業人等を養成してきたところであるが、これからも地域と県民の期待に応える教育を実践していかななくてはならない。

学生が自信を持って卒業できる教育を行うため、教育課程やカリキュラム、教育方法改善への組織的な取り組みや厳格な成績評価、あるいはインターンシップ制度(注)の実施について検討を進めるとともに、グローバルな教育を推進するため、海外の大学との教員、研究者の交流の推進や、留学生の受け入れ、学生の交流システムについても検討していく必要がある。

さらに、教員の活動が研究へ偏重することなく、教育・研究双方の機能がバランス良く発揮されるように、教育能力の客観的な評価なども検討していく必要がある。

インターンシップ制度：大学と企業などが協力して、学生に専攻や将来の職業に関連した就業体験を与えること。

研究について

現 状

大学における研究は新しい技術の創造等に繋がるものとして、産学連携の機運の高まりの中で注目を集めており、県立大学は、小規模であったり、歴史が浅かったりといった条件に関わりなく、県民の誇りとなるようなより高いレベルの研究を行っていかなくてはならない。「産業」とは直接には関連し難い基礎研究分野を含めて、世界水準での研究を目指すことは、より高度な教育を行うという目標の実現のためにも必要なことであり、研究成果については効果的な社会還元がされるようなシステムづくりが求められている。

基本的方向

県立大学では、世界に通用する高いレベルでの研究を推進するために、企業や試験研究機関、あるいは他大学等との連携強化を図り、優れた研究者の育成や優秀な研究者を県外・国外から誘導・確保するためのシステムを検討する必要がある。また、研究拠点としての機能強化を図るため、大学院や附属施設の再編等についても検討を進める必要がある。

推進体制等について

現 状

大学における教育研究体制は、教員や研究者個人を中心としているため、結果として責任の所在も不明確であり、大学としての十分な対応ができない面があった。教育研究分野が複雑化、多様化する中で、「講座制」などのこれまでの教育研究体制ではカリキュラムの編成や人事面などで柔軟な対応が難しくなってきたおり、教育研究を活性化し目標を実現できる体制への再編などが必要となってきた。

基本的方向

県立大学では、高度な教育研究を実践し学生や県民のニーズに柔軟に対応できる教育研究体制の構築を図るため、教員の評価システム、研究費などのあり方や、「講座」や「領域」といった教育研究を進めるうえでの組織のあり方についても検討を進める必要がある。

入学者の選抜と卒業後の進路について

現 状

少子化に伴い、数の上からは受験生が大学を選択する時代に向かっており、また、受験生の価値観の多様化に伴い、偏差値によらない大学選択も増えていくものと思われる。また、高度な職業能力を身に付けて自らのキャリアアップを図ろうとする社会人の入学希望者等も増えてくるものと思われる。そのような中で、教育理念に応じた入学者受け入れ方針を明らかにし、多様な入学者選抜を実施しようという大学が増えている。

県立大学においては、入学者選抜はペーパーテストが中心であるため、受験生の適性や意欲を判断するには必ずしも十分とは言えない状況である。また、県民への教育機会の提供という面から入学者の県内高校出身者比率の向上や、より多くの卒業生が県内で活躍することが望まれている。

基本的方向

県立大学では、AO入試(注)や推薦入試、あるいは編入学制度などについて検討し、優秀な入学者の確保を図っていく必要がある。また、県内の高等学校との連携を深め、県内出身の優秀な入学者をさらに増やせる入学者選抜システムの構築を図る必要がある。

同時に、医療、産業、福祉など、県立大学と関連が深い分野の機関との連携を強め、卒業生の県内定着率を高めるシステムについても検討することが必要である。

AO入試：入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、受験生の能力・適性、学習に対する意欲、目的意識等を総合的にきめ細かく判定する入学者選抜方法。

(2) 県立大学における地域貢献のあり方

地域との関わりについて

現 状

地方公共団体等が設置する公立大学は、地域に密着した大学であり、公立大学協会の委員会報告書(注)の中では、「地域貢献は、教育・研究活動とは個別のいわば余事ではなく、教育・研究活動自体が、常に地域を意識した、また、地域の公益に結びつくようなものとなるよう配慮が必要であろう。」といった指摘もされている。

一方、これまでは、公立大学も「大学」であることを考えたときに、教育研究のレベルは国際的に通用するものである必要があることなどから、地域への働きかけが不十分になりがちで、「大学は敷居が高い」と評する声も聞かれることがあった。

県立大学では、人材の育成や企業等との共同研究に加え、公開講座や講演会などを実施するとともに、県や市町村などの施策や計画の策定等への協力等を行っているが、近年では、国立大学や私立大学においても地域貢献を掲げた活動が活発化してきており、県立大学としての地域との関わりをより深く、明確なものにしていくことが求められている。

基本的方向

県立大学では、地域医療等との連携や産学連携、あるいは公開講座や講演会などの開催といった個別の地域貢献活動についてさらに充実・強化を図っていくとともに、教育研究や運営面など大学の活動全般において地域との深い関わりが求められていることを強く意識し、地域のニーズを的確に把握してそれを大学の活動に反映できるシステムについて検討する必要がある。

また、地域に根ざした、地域にとってより身近な大学であるために、大学の活動状況等については積極的に情報を公開する必要がある。

公立大学協会の委員会報告書：「公立大学における地域貢献のあり方」
公立大学の地域貢献のあり方検討委員会(平成14年10月)

地域医療等との連携について

現 状

県立大学に対しては、医師、看護師、社会福祉士、臨床検査技師、作業療法士、栄養士、保育士といった、地域の医療や福祉を担う人材の育成が期待されている。とりわけ、医科大学には、県内の医療施設に従事する良質な医師および看護師の養成が強く求められているとともに、県内の医療従事者の技術や資質を向上させる機関としての期待や、保健・医療を専門とした教育機関への支援に対する期待も大きい。

また、医科大学医学部附属病院には、特定機能病院として高度・専門的な医療の提供や、県内の他の医療機関と緊密に連携し支援していく機能の充実が求められている。

基本的方向

県立大学では、地域の医療や福祉を担う優れた人材の育成を図ることに加えて、医師、看護師はもちろん、歯科医師、薬剤師、臨床検査技師、リハビリテーション関係者など、県内の医療従事者を対象とする教育研修機能の充実を図るとともに、優秀な医師、看護師等の県立病院を始めとする県内医療機関への派遣や定着化を促進するシステム等についても検討する必要がある。

また、医科大学医学部附属病院においては、遠隔医療の実施などにより県内医療機関の支援強化を図るとともに、救急医療や災害時医療に関する機能についても充実を図っていく必要がある。

産学連携について

現 状

大学に対しては、経済の活性化や新産業の創出の面から、企業のニーズに合った人材の育成や、先進的な研究成果、開発技術の社会還元が期待されている。また、大学側から見ても、産学連携は教育研究を活性化するものであり、積極的に取り組む必要がある。

県立大学は、これまで優秀な人材の供給や共同研究・受託研究等の実施などによって産学連携に取り組んできたところであるが、まだその実績は十分とは言えず、大学と企業のコーディネート機能の面などにおいても、未だ不十分と思われる。

また、共同研究等の推進に加えて、中小企業等に対する技術開発支援、技術移転やベンチャー創出等、産業界から大学へ寄せられる強い期待に対して、大学本来の使命を損なうことなく十分に応えていくためには、知的財産等の帰属や利益相反等のあり方といった、産学連携を進めていくためのルールづくりも求められているところである。

基本的方向

県立大学では、県内の企業・研究機関等との連携を深めた研究により、将来的に高い成長が見込まれる情報通信、環境、医療・福祉等の関連分野における技術の開発を支援するために、大学の人材や研究成果のデータベース化を推進して、大学との連携を考えている企業等の利便性を高めていくとともに、企業等とのコーディネート機能や技術移転の強化策について検討する必要がある。

また、企業等の技術基盤強化を支援するため、近年増加している国の産学連携プロジェクトなどの積極的な利活用を図るとともに、任期付教員制度の導入などによって、産業界と大学間の人材交流を活性化していくことが必要である。さらに、新事業創出を担う企業家精神を持った人材を育成するための方策についても検討をしていく必要がある。

初等中等教育等への支援について

現 状

初等中等教育においては新しい学習指導要領が実施され、「心の教育」の充実と「確かな学力」の向上が教育改革の重要なポイントとなっている。少人数教育や中高一貫教育、高等学校における理数教科や英語を重視したカリキュラム、あるいは一人ひとりの障害に対応した教育等、個性を伸ばす教育システムの導入が図られるとともに、奉仕・体験活動の促進、道德教育の充実による豊かな心を育む教育、さらには家庭や地域との連携による開かれた学校づくり等、新しい時代にふさわしい学校づくりとそのための支援体制の整備が進められている。

一方、高等教育においては、大学の再編による各大学の機能分化が進むとともに、専門性の高い教育が大学の学部から大学院へ拡大するなど、初等中等教育から高等教育への接続やそれぞれの枠組みは大きく変化しようとしている。

また、人々がいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の実現に向けての取り組みや、文化活動、生涯スポーツへの取り組みも進展を見せており、それらのさらなる充実のための支援体制の整備も進みつつある。

基本的方向

県立大学では、中学校や高等学校との連携をより深めて、中高生を対象とする公開講座や体験活動、教員を対象とする研修やリフレッシュ教育^(注)等による県内の初等中等教育を支援するためのシステムについて検討することが必要である。

また、県立大学における教育研究は、医療、看護、情報、福祉等の分野にわたっていることから、特別支援教育や生涯学習への支援に対する期待も大きく、初等中等教育への支援や障害児教育のIT化に加えて、生涯学習における新しい総合的な学習サービス提供システムである県民カレッジへの支援等についても検討していく必要がある。

リフレッシュ教育：職業上の知識・技術の再確認や新たな修得のために、大学・大学院等の高等教育機関が実施する職業人を対象とした教育。

(3) 県立大学における運営のあり方

目標、評価について

現 状

これまでは、大学における目標といったものは、学則等に若干の記述はあったとしても必ずしも明確なものではなかったり、またそれらを実現していくための具体的な計画については定めていないことが多かった。県立大学についても同様の傾向が見られ、さらに、それらを公表することにより大学の運営状況や教育研究の状況について県民に対する説明責任を果たしていくということについても不十分なところがある。また、大学では、近年、教育研究活動の活性化等を図るために自己点検・評価や第三者機関による評価を実施するようになってきており、県立大学でも一部実施しているものもあるが、教育研究活動等を客観的、総合的に評価するシステムは確立していない。

基本的方向

県立大学では、県の施策や県民の意向等も踏まえ、目標を明確なものとしていくことと、そういった目標を作成し達成するためのシステムについて検討することが必要である。

評価は、大学の理念・目標を実現するための有効な手段であるが、県立の大学であることから、教育研究の面に加えて地域貢献の視点からの評価も可能となるようなものとし、さらに学生による評価や外部機関による評価等も積極的に実施していくことが必要である。

また、目標や計画、評価の結果等については、県の財政によって支えられる大学として説明責任を果たしていくために、積極的な公開を進める必要がある。

人事、組織、運営体制について

現 状

国公立大学における人事、組織、運営体制については、大学も行政組織の1機関であることから大学が有する権限も限定的であり、意志決定が大学自身の自己責任で完結しないため、自律的で個性的な大学運営には限界がある。例えば、給与等について教職員の業績等を反映させるといったことは難しく、優秀な人材を確保することが難しい状況である。

また、「大学における自治」の名のもとに、学長や部局長のリーダーシップが制約されているとともに責任の所在が不明確であり、意思決定にも時間を要する。現実的には、学校教育法等の規定もあることから、柔軟性の高い制度の設計は難しいという面もあるが、設置者や県民の意向を反映する仕組み等は未だ不十分な状況である。

基本的方向

県立大学における人事、組織、運営体制は、県民のニーズを反映させつつ自由で活発な教育研究等を推進し、大学を取り巻く環境の急速な変化にも対応できるよう、戦略的でスピード感のある柔軟な活動が保証されるものとするべきである。そのため、学長のリーダーシップの強化や、県民等の外部の意見等が反映できるシステムの構築を図っていく必要がある。また、教育研究や地域貢献を活性化するために教員の評価や任期制の導入、あるいは事務局体制を強化するために事務職員の専門性を高める方策などについても検討を

進めることが必要である。

財政・会計制度について

現 状

県立大学については、県の行政組織の 1 機関として県の財政・会計制度が適用される。このため、大学の予算は県の予算の一部であり、個々の事業ごとにかつ歳出科目ごとに決定・執行されることから、柔軟な経費の執行が難しい。また、予算外の外部資金の受け入れにも対応が難しく、流用や年度間の繰越しが制限されるなど、大学の実態に即した弾力的、効率的、迅速な収入支出に十分に 대응することが困難である。特に、研究は年度を越えてなされることも多く、中長期的な研究への対応がしにくいものとなっている。一方では、大学としての財務状況は公表が行われておらず、透明性の部分では不十分なものとなっている。

基本的方向

県立大学では、厳しい財政状況の中で、教育研究や地域貢献の活性化を図るため、民間的な経営意識の醸成を図ることが必要であり、コスト感覚を大切にすると同時に透明性を確保しつつ、より効率的で柔軟な予算の執行が可能となる大学運営システムについて検討していくことが必要である。

また、外部資金については積極的に導入すべきであり、透明性の高い受け入れや執行のためのシステムについても検討が必要である。

法人制度について

現 状

県立大学は県の行政組織の中で 1 つの出先機関であり、県の予算や人事制度等の制約から、大学が自ら自主・自律性を持った大学運営を行うことにはおのずと限界がある。本来、学問の自由は大学の自主・自律的な活動によって推進されるものであり、大学のあり方として行政組織の 1 出先機関であるという位置付けは変則的なものである。「知の拠点」として期待される大学が、変動する社会状況に柔軟・適切に対応し、一層発展して行くためには自主・自律的な運営が求められる。

平成 16 年 4 月に予定されている国立大学の法人化については、「国立大学の改革と新生」の大きな契機となるべきものとされており、地方への独立行政法人制度の導入については現在国が法整備などを進めている状況であるが、法人制度は公立大学にとっても様々な課題の解決・改善に寄与し、目指すべき大学像を実現するための有効な手段であるとの指摘もある。公立大学を設置する自治体等ではその有効性を検討し、導入の可否について独自に判断することが求められている。

基本的方向

国立大学の法人化や地方版独立行政法人制度に関する法整備の動向等も踏まえて、法人制度がそれぞれの大学にふさわしいものであるか早急に検討を進めていく必要がある。

5 各県立大学における主な取組状況

現在、各県立大学では改革に関連する主な取組として、以下のものが進行中(実施、検討予定等のものを含む)である。この他、「現状と基本的方向」で整理した課題等についても、今後具体的な取組の推進を図っていくものである。

(1) 医科大学

教育研究に関すること

- ・医学部生の臨床能力を向上させるため、カリキュラムの変更等を行う。
【平成14年度実施】
- ・海外の大学との交流を推進するため、環太平洋学術交流事業を実施する。
【平成10年度から実施中】
- ・優れた人材を育成するため、大学院医学研究科を再編整備する。
【平成16年4月再編予定】
- ・優秀な県内出身の学生数増加等を図るため、推薦入学者枠の設定・拡大を行う。
【医学部 平成15年度検討 看護学部 平成14年度拡大】
- ・大学院看護学研究科の学生確保を図るため、学びやすい環境の整備や専攻領域の拡大を検討する。
【平成15年度検討】
- ・大学の持続的発展のために、柔軟な組織の再構築が可能となるよう、医学部における講座のあり方を検討する。
【平成15年度検討】
- ・医学部講座の教員人事について、選考過程の透明性の確保に努め、講座や部門の主任は公募により選考し、助教授以下の教員についても公募制の導入を検討する。
【平成15年度検討】
- ・看護学部の教員選考基準を明確化し、カリキュラムと教員の研究教育組織とが整合するよう見直しを図る。
【平成15年度検討】
- ・大学院看護学研究科の教員確保を図るため、教員の研修システムの確立や処遇の改善を検討する。
【平成15年度検討】
- ・臨床検査技師等の医療従事者の高等教育に対する支援強化を図る。
【平成15年度検討】

地域貢献に関すること

- ・大学として地域医療貢献策の在り方を検討審議し、貢献策の実効を上げ、かつ、推進するための「地域医療支援委員会」を設置する。
【平成15年度検討】
- ・さらなる地域貢献を目指し、大学院医学研究科を再編整備する。(地域医療従事者に対するリカレント教育の実施、地域医療に関する新たな専攻・領域・カリキュラムの設置。)
【再掲 平成16年4月再編予定】

- ・ 県立病院への医師派遣要請に対応するため、学内システムを構築する。
【平成15年度検討】
- ・ 県立病院との連携を図り、地域医療・プライマリケアの実践と研修を行う部門の設置を検討する。
【平成15年度検討】
- ・ 遠隔医療を推進するため、遠隔地画像診断支援事業を実施する。
【平成14年度から試行、平成16年度本格導入】
- ・ 公開講座や講演会等を通し、地域への教育支援、地域の保健・医療・福祉政策への支援及び地域における調査研究等への支援を行う。
【現在実施中】

大学運営に関すること

- ・ 大学の目的や使命を達成するため、自己点検・自己評価を実施する。
【平成14年度実施】
- ・ 自己点検・自己評価の結果を基に、さらに客観的な外部評価を実施する。
【平成15年度実施予定】
- ・ 教育、研究、診療、地域貢献などの観点を含む多面的な教員評価システムを検討する。
【平成15年度検討】
- ・ 良質な医療サービスの提供、病院運営の改善、医療事故防止等を図るため、病院機能の外部評価について実施を検討する。
【平成15年度検討】
- ・ 学長のリーダーシップのもと、戦略的な研究が推進されるよう、学長の裁量で配分する研究費を創設する。
【平成15年度実施予定】
- ・ 学外者の意見を大学運営に反映させる機関を設置する。
【平成15年度検討】
- ・ 高度な知識や経験を有する教員の交流を図り、教育研究活動の活性化を推進するため、教員等の任期制度の導入について検討を進める。
【平成15年度検討】
- ・ 医学部附属病院に対する包括外部監査を実施する。
【平成14年度実施】
- ・ 医学部附属病院の経営を改善するため、包括外部監査の結果等を踏まえ、病院運営改善計画を策定する。
【平成15年度検討】
- ・ 医学部附属病院の運営体制を強化するために、副院長の複数化と病院事務体制について見直しを進める。
【平成15年度実施予定】

(2) 会津大学

教育研究に関すること

- ・より質の高い教育の提供と教育活動の活性化を図るため、学生による授業評価を実施する。

【平成9年度から実施中 短期大学部 平成15年度実施予定】

- ・学生を第一とする教育の実践と教育活動の活性化を図るため、学生に対する退学勧告制度を実施する。

【平成14年度から実施】

- ・教員の教育方法改善への組織的な取り組みを実施する。

【平成14年度から実施 短期大学部 平成14年度検討】

- ・学生の多様な学習ニーズに対応するため、研究生制度や長期履修生制度を導入する。

【短期大学部 研究生 平成13年度から実施中

長期履修生 平成15年度検討】

- ・海外の大学との交流を推進するため、ロシアの大学との交流を実施する。

【平成14年度から実施】

- ・優れた研究者を育成・確保するため、会津大学の博士の学位を取得した者を研究員として採用する制度（特別研究員制度）を実施する。

【平成14年度から試行】

- ・教育研究活動を活性化するため、教育研究組織の見直しを行う。

【平成15年度検討】

- ・IT化に対応した快適な教育研究環境を提供していく。

図書館情報の電子化推進

【短期大学部 平成14年度着手】

教室ネットワーク化とプレゼンテーションの導入

学内ホームページによる学内ナレッジマネジメントの実施

学生用オープンパソコンスペースの設置

【短期大学部 平成15年度実施予定】

- ・多様な入試制度を推進するため、短期大学部における入学者選抜に大学入試センター試験を導入する。

【短期大学部 平成16年度から実施予定】

地域貢献に関すること

- ・大学と産業界の連携を強め、県内企業等に対する支援の強化や科学技術振興、新産業創出等を図るため、「産学連携センター」を設置するとともに、兼業の規制等、教員に対する規制緩和を推進する。

【平成14年度から実施】

- ・知的クラスター事業への参加等により、地域産業に対する支援強化を図る。

【平成14年度から実施】

- ・初等中等教育への支援強化を図るため、スーパーサイエンスハイスクール事業やスーパーイングリッシュランゲージハイスクール事業等への協力を進める。

【平成14年度から実施】

- ・公開講座の充実とさらに地域ニーズを踏まえた研究活動を推進する。

【短期大学部 平成15年度実施予定】

- ・短期大学部においても、企業等との共同研究を推進し、外部資金の研究費への導入を図っていく。

【短期大学部 平成14年度から実施】

- ・積極的な大学の情報発信を進めるため、ホームページの充実を図る。短期大学部では、企業・卒業生向けページを設置する。

【平成14年度から実施 短期大学部 平成15年度実施】

大学運営に関すること

- ・大学の目的や使命を達成するため、自己点検・自己評価を実施する。

【平成10年度実施 短期大学部 平成15年度実施予定】

- ・客観的な外部評価を実施する。((財)大学基準協会による評価の実施。)

【平成11年度実施】

- ・高度な知識や経験を有する教員の交流を図り、教育研究活動の活性化を推進するため、教員等の任期制度の導入について検討を進める。

【平成5年度から一部実施中】

- ・公平で透明性のある人事により学内運営の活性化を図るため、外国人教員の管理職への登用を実施する。

【平成13年度から実施中】

- ・奨学寄付金による研究や、受託研究及び共同研究を推進するため、学外からの資金の柔軟な受け入れや執行が可能となる会計制度を導入する。

【平成13年度から実施中】

6 おわりに

約1年間にわたって県立大学のあり方について検討をしてきたところであるが、大学改革といった大きな流れの中であって、これからは大学と設置者の連携をより一層密にしていくことが大切であることを強く感じた。それぞれの県立大学の特性を踏まえて、大学と設置者は魅力ある大学づくりを推進する当事者であるという意識を一層高め、それぞれが十分に検討し、必要に応じて他の公立大学（公立大学協会、全国公立短期大学協会）や公立大学を設置している自治体（全国公立大学設置団体協議会）等とも連携をしつつ、大学改革に取り組んでいくことが必要である。

変化の激しい社会情勢の中で、県立大学を一層個性が輝くものとしていくためには、ここで示した基本的方向等についてさらに検討を深め、早期に具体化を図っていくことが望まれる。

特に、平成15年度には、大学界全体にとって現在の大きな課題である「法人化」に関して検討をすることが必要である。

資 料

ページ

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 検討会報告書概要 | 1 |
| 2 | 検討会設置要綱 | 2 |
| 3 | 検討会会議開催経過 | 3 |
| 4 | 県立大学の概要 | 4 |
| 5 | 「大学改革」の経緯等 | 5 |

県立大学のあり方検討会報告書

「県民の期待に応える県立大学としてさらに飛躍するために」 概要

大学を取り巻く環境

- ・社会経済情勢の複雑化、長引く経済の低迷、高齢化社会の到来 大学に対する期待の増大
- ・少子化の進展による大学全入時代の到来、学生のニーズの多様化 大学間競争の激化
- ・『大学(国立大学)の構造改革の方針』 大学改革の動きの急速化
- ・厳しい地方行財政の環境、効率的な行政運営の要請 組織・体質の不断の改革の必要性

県立大学に求められるもの ~基本方針~

21世紀に飛躍する「ともにつくる美しいふくしま」の実現

- ・「人」づくりの中核機関としての役割
- ・「暮らし」を支える重要な機関としての役割
- ・「産業」を支援する高度な知的機関としての役割
- ・生涯学習や初等中等教育等に対する積極的な支援
- ・県民のニーズを反映できる運営
- ・より効率的で透明性がある力強い組織編成

~基本方針~

- 「人づくりの中核としてより高度な教育と
知の創造へ貢献する研究を实践する大学」
- 「暮らしと産業を支える拠点として地域に貢献する大学」
- 「厳しい競争環境を勝ち抜く力強い運営を進める大学」

基本的方向（検討課題等）

教育研究

教育

- ・教育課程や教育方法改善への組織的な取組の実施
- ・厳格な成績評価の実施
- ・インターンシップ制度の実施
- ・海外の大学との教員、研究者の交流の推進
- ・留学生の受け入れ、学生の交流システムの構築
- ・教育能力の評価の検討

研究

- ・企業や試験研究機関、他大学等との連携強化
- ・優れた研究者の育成、誘導・確保
- ・大学院や附属施設の再編

推進体制

- ・教員の評価システムや研究費などのあり方の検討
- ・「講座」など教育研究組織のあり方の検討

入学者の選抜と卒業後の進路

- ・AO入試、推薦入試、編入学制度の実施
- ・優秀な入学、県内出身の入学者をさらに増やせる入学選抜システムの構築
- ・卒業生の県内定着率を高めるシステムの構築

地域貢献

地域との関わり

- ・地域に根ざした大学としての認識強化
- ・地域ニーズの的確な把握と大学活動への反映
- ・活動状況等の積極的な情報公開

地域医療等との連携

- ・地域の医療や福祉を担う優れた人材の育成
- ・県内の医療従事者を対象とする研修機能の充実
- ・優秀な医師、看護師等の県内医療機関への派遣や定着化
- ・遠隔医療などによる支援強化
- ・救急医療や災害時医療に関する機能の充実

産学連携

- ・人材や研究成果のデータベース化の推進
- ・企業等とのコーディネート機能や技術移転の強化
- ・産学連携プロジェクトなどの積極的な利活用
- ・産業界と大学間の人材交流の活性化
- ・新事業創出を担う企業家精神を持つ人材の育成

初等中等教育等への支援

- ・中高生を対象とする公開講座や体験活動の充実
- ・教員を対象とする研修やリフレッシュ教育等の充実
- ・障害児教育のIT化への支援
- ・生涯学習（県民カレッジ）への支援

大学運営

目標、評価

- ・目標の明確化と達成のためのシステムの構築
- ・地域貢献の視点からの評価
- ・学生や外部機関による評価等の積極的な実施
- ・目標や評価結果等の積極的な公開

財政・会計制度

- ・民間的な経営意識の醸成
- ・効率的で柔軟な予算の執行システムの構築
- ・外部資金の積極的導入と透明性のある執行等が確保できるシステムの構築

人事、組織、運営体制

- ・戦略的でスピード感のある柔軟な活動ができる体制の構築
- ・外部意見等を反映できるシステムの構築
- ・教員の評価と任期制の導入
- ・事務職員の専門性を高める方策

法人制度

- ・国立大学や法整備の動向等を踏まえ早急に検討

県立大学のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 本県における県立大学のあり方等について考え、県立大学に関する政策全般の検討を行うため、県立大学のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 県立大学のあり方に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置き、会長は副知事、副会長は出納長をもってあてる。

(会議)

第4条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 検討会の会議は、必要に応じて部会等によることができ、その場合の構成員等は会長が定める。

(ワーキンググループ)

第5条 検討会にワーキンググループ（以下「WG」と記載する。）を置く。

- 2 WGは、別表2に掲げる課（室、グループ）の長等をもって構成する。
- 3 WGは、検討会に付議する事案の調整を行うとともに、県立大学のあり方等に関する実務的な事項等について協議調整する。
- 4 WGには座長を置き、座長は県立大学整備室長をもってあてる。
- 5 座長は、必要に応じて関係課（室）長等に対してWGへの出席を求めることができる。
- 6 WGは、必要に応じて座長が招集する。
- 7 WGには、必要に応じ作業班を置くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、県立大学整備室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成14年 1月31日から施行する。

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

別表1（第3条関係）

| | |
|----------|--------|
| 副知事 | 企画調整部長 |
| 出納長 | 保健福祉部長 |
| 医科大学長 | 商工労働部長 |
| 会津大学長 | 教育長 |
| 総務部長 | |
| 医科大学事務局長 | |
| 会津大学事務局長 | |

別表2（第5条関係）

| | |
|----------|--------|
| 財政課 | 保健福祉課 |
| 人事課 | 商工課 |
| 県立大学整備室 | 産業振興課 |
| 医科大学総務課 | 教育庁総務課 |
| 会津大学総務課 | |
| 地域づくり推進室 | |
| 地域政策グループ | |

「県立大学のあり方検討会」会議の開催経過

平成14年

1月31日 第1回検討会 テーマ：「検討会立ち上げ」

- ・各大学の現状について、各学長より説明。
- ・設置者と大学との関係等について意見交換。

5月31日 第2回検討会 テーマ：「教育・研究 『大学がめざす教育・研究について』」

- ・知事がオブザーバーとして特別参加。
- ・大学がめざすものについて両学長からの総括的な所見。
- ・テーマ「教育・研究」を中心に意見交換・フリートーキング。

6月18日 第1回ワーキンググループ担当者会議

- ・これまでの結果報告、今後のスケジュールなどについて。

7月18日 第3回検討会 テーマ：「教育・研究」 外部有識者による講演

- ・講演：「大学経営の時代」（財）日本総合研究所会長 野田一夫氏
教員の意識改革、大学改革と行政組織などについて。
- ・テーマについて意見交換。

9月5日 第4回検討会 テーマ：「地域貢献」

- ・地域貢献について意見交換。設置者が大学へ望むことなど。

10月17日 第5回検討会 テーマ：「大学運営」 外部有識者による講演

- ・講演：「大学運営について」 公立大学協会相談役 加藤祐三氏
国立大学法人化の状況と、公立大学の法人化への対応などについて。

10月31日 第2回ワーキンググループ担当者会議

- ・これまでの結果報告、今後のスケジュール、「まとめ」(原案)などについて。

11月28日 第6回検討会 テーマ：「大学運営」

- ・各大学における課題について。
- ・検討会の「まとめ」(案)について。
骨子案とワーキンググループにより案の調整を進めることについて了承される。

平成15年

1月27日 ワーキンググループ会議

- ・検討会の「まとめ」(案)について。

3月20日 第7回検討会 テーマ：「まとめ」(案)

- ・検討会の「まとめ」(案)について。
- ・今後の進め方について。

県立大学の概要

(H15.1.1現在)

| 名称 | 福島県立医科大学 | 会津大学 |
|---------------------|---|--|
| 学長 | 茂田 士郎 | 池上 徹彦 |
| 所在地 | 福島市光が丘 1 | 会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合 90 |
| 面積 | 土地 353,279 m ² 建物 127,673 m ² | 土地 266,031 m ² 建物 60,097 m ² |
| 学部 学科 定員 等 | <p>【学部】 入学定員</p> <p>医学部 80名(6年)</p> <p>看護学部 80名(4年)</p> <p>(編入学定員10名)</p> <p>収容定員 820名</p> <p>学生数 828名</p> <hr/> <p>【大学院】 入学定員</p> <p>医学研究科 27名(4年)</p> <p>看護学研究科 15名(2年)</p> <p>収容定員 138名</p> <p>学生数 78名</p> <hr/> <p>【附属病院】</p> <p>許可病床数 824床</p> <p>(一般病床 754・精神科 50・結核 20)</p> <p>診療科目</p> <p>内科 / 神経内科 / 呼吸器科 / 外科 /</p> <p>脳神経外科 / 整形外科 / 形成外科 /</p> <p>心臓血管外科 / 産科 / 婦人科 /</p> <p>小児科 / 眼科 / 皮膚科 / 泌尿器科 /</p> <p>耳鼻咽喉科 / 精神科 / 放射線科 /</p> <p>麻酔科 / 歯科 / 歯科口腔外科</p> | <p>【学部】 入学定員</p> <p>コンピュータ理工学部 (4年)</p> <p>コンピュータソフトウェア学科 160名</p> <p>コンピュータハードウェア学科 80名</p> <p>収容定員 960名</p> <p>学生数 1,057名</p> <hr/> <p>【大学院】 入学定員</p> <p>コンピュータ理工学研究科</p> <p>情報システム学専攻</p> <p>博士前期課程 60名(2年)</p> <p>博士後期課程 5名(3年)</p> <p>コンピュータシステム学専攻</p> <p>博士前期課程 60名(2年)</p> <p>博士後期課程 5名(3年)</p> <p>収容定員 270名</p> <p>学生数 184名</p> <hr/> <p>【短期大学部】(2年)入学定員</p> <p>産業情報学科 60名</p> <p>食物栄養学科 40名</p> <p>社会福祉学科 50名</p> <p>収容定員 300名</p> <p>学生数 343名</p> |
| 教職員数 | <p>教員 305名</p> <p>事務・技術職員 854名</p> <p>(附属病院を含む)</p> | <p>教員 122名</p> <p>事務・技術職員 66名</p> |

「大学改革」の経緯等

～発端 昭和62年大学審議会の発足～

学校教育法改正、大学審議会創設

「大学等における教育研究の高度化、

個性化及び活性化等のための具体的方策について」(諮問)

高度化：大学院の充実と改革 個性化・多様化：大学設置基準の大綱化、簡素化

活性化：組織運営の活性化

～「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(平成10年答申)まで～

答申までの改革の進展状況(「答申」より)

高等教育改革については、本審議会の答申等を踏まえ、教育研究の高度化・個性化・多様化、組織運営の活性化の方針の下に、諸制度の大綱化、弾力化等が図られた。この10年間において、大学関係者の間に大学改革の必要性についての意識が覚醒され、改革に向けての具体的な取組が着実に進められている。

～現在まで～

平成 9年12月 行政改革会議「最終報告」(会長：橋本龍太郎総理大臣)

国立大学については、(中略)独立行政法人化は、大学改革方策の一つの選択肢となり得る可能性を有しているが、これについては、大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るといった長期的な視野に立った検討を行うべきである。

平成11年 4月 閣議決定「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」

国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一貫として検討し、平成15年までに結論を得る。

平成11年 7月 独立行政法人通則法成立

平成11年 9月 国立大学長・大学共同利用機関長等会議

「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」

平成12年 5月 自由民主党・政務調査会提言「これからの国立大学の在り方について」

平成12年 5月 国立大学長・大学共同利用機関長等会議 中曽根文部大臣説明

検討課題が広範多岐にわたるため、国立大学関係者や公私立大学、経済界、言論界など幅広い分野から専門化・有識者が参画する調査検討会議を設け、多角的に検討を行い、平成13年度中にはとりまとめを行う。

平成12年12月 「行政改革大綱」(閣議決定)

国立大学及び大学共同利用機関等の独立行政法人化については、平成15年までに結論を得ることとされていることを踏まえ、大学等の自主性を尊重しつつ、大学改革等の一貫として検討するため、平成13年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理する。

平成13年 6月「大学（国立大学）の構造改革の方針」(文部科学省)
スクラップアンドビルドで活性化 新しい「国立大学法人」に早期移行
国公私「トップ30」を世界最高水準に育成

平成13年 9月「新しい「国立大学法人」像について」(中間報告)

平成13年 9月公立大学等に関する懇談会発足（総務省自治財政局財務調査課）

近年、(中略)地方公共団体の財政運営の観点からも大学運営のあり方が重要な課題となっている。また、行財政改革の観点から国立大学等の独立行政法人化制度のあり方をめぐる議論等もなされている。これらの状況を踏まえ、今後の公立大学のあり方について、有識者による懇談を行う。

平成13年10月 局長の諮問機関としての研究会設置（総務省自治行政局）

(国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議)

平成13年11月 大学（国立大学）の構造改革の方針について（文部科学省高等教育局大学改革官室）

平成14年 1月 「大学（国立大学）の構造改革の方針について」(文部科学省高等教育局)

国立大学の再編・統合についての基本的考え方 国立大学の法人化
第三者評価による競争原理の導入

平成14年 3月「新しい「国立大学法人」像について」

(国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議)

運営協議会、評議会等の基本的な運営組織の関係を示す

職員の身分を非公務員型とすることが適当

全ての大学を同時に、できるだけ早期に法人に移行させる

国立大学と同様に公立大学・公立短期大学に法人格を付与することの必要性及び付与する場合の具体的な制度の在り方等の課題についても速やかに検討が行われることが必要。

平成14年 8月「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書」

(地方独立行政法人制度の導入に関する研究会(総務省))

平成15年 2月 「国立大学法人法案」を国会に提出

「大学ごとに法人化」し、自律的な運営を確保

「民間的発想」のマネジメント手法を導入

「学外者の参画」による運営システムを制度化

「非公務員型」による弾力的な人事システムへの移行

「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行

(平成16年 4月 「国立大学法人」の設立)